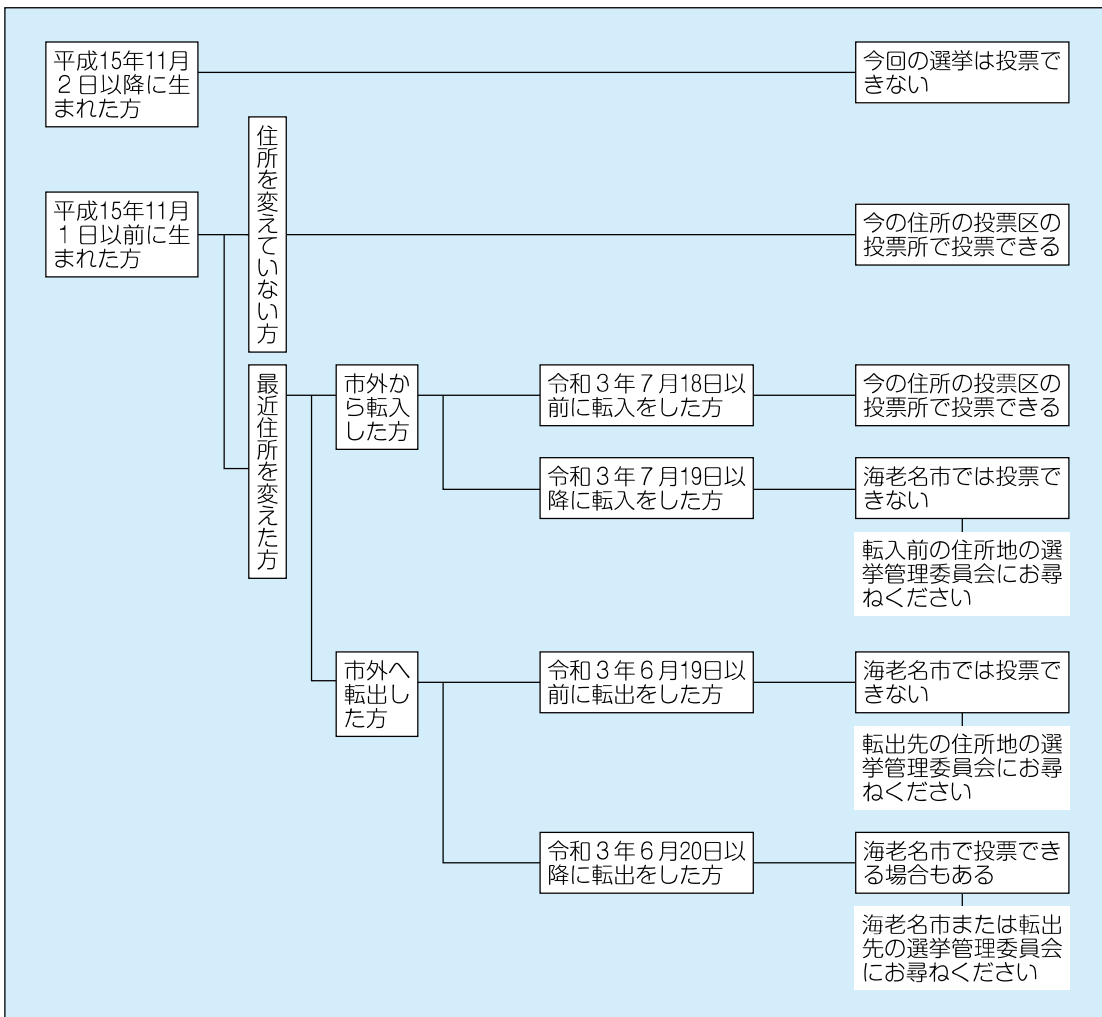


表I 投票区一覧

Table with 2 columns: 投票区名・投票所の名称, 区域. Lists 13 districts and their corresponding areas.

Table with 2 columns: 投票区名・投票所の名称, 区域. Lists 12 districts and their corresponding areas.

表II あなたの投票は？



※期日前投票を行おうとする日に満18歳になっていない方は、不在者投票を行ってください。
投票場所は、海老名市役所3階の選挙管理委員会事務局事務室です。
[例] 10月24日生まれの方が期日前投票をすることができるのは、10月23日以降となります(18歳の誕生日前日をもって満18歳となると規定されているため)。
投開票速報を実施します
●海老名市ホームページURL https://www.city.ebina.kanagawa.jp

投票できる方は

- 今回の選挙で投票できる方は、次の条件に該当し、海老名市の選挙人名簿に登録されている方です。
①日本国籍を有している
②平成15年11月1日以前に出生している
③令和3年7月18日以前に本市に転入届をして、引き続き3カ月以上住所を有している
④公職選挙法で定める選挙権を有しない者について規定に該当しない

郵便等で行う不在者投票

次の方は投票所の係員にお申し出ください。
・点字器の使用を希望される方(専用の投票用紙をお渡しします)
・自ら候補者の氏名を記載できない方(補助者による代理投票ができます)
書物の交付を受けてください。
ア身体障害者手帳をお持ちで、障がい程度が次の①～③に該当する方
①両下肢、体幹、移動機能障がい：1級・2級
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい：1級・3級
③免疫、肝臓の障がい：1級・3級
イ戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の①・②に該当する方
①両下肢、体幹の障がい
が特別項症、第2項症
②内臓機能の障がい特別項症、第3項症
ウ介護保険法で要介護の認定を受けていて、被保険者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方
なお、郵便等投票証明書をお持ちで、身体障害者手帳に記載されている障がいの程度が、上肢もしくは視覚の障がいの程度が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載」が認められています。
ご希望の方は、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
投票用紙の請求は、市選挙管理委員会事務局へ、令和3年10月27日までにしてください。

書物の交付を受けてください。
ア身体障害者手帳をお持ちで、障がい程度が次の①～③に該当する方
①両下肢、体幹、移動機能障がい：1級・2級
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい：1級・3級
③免疫、肝臓の障がい：1級・3級
イ戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の①・②に該当する方
①両下肢、体幹の障がい
が特別項症、第2項症
②内臓機能の障がい特別項症、第3項症
ウ介護保険法で要介護の認定を受けていて、被保険者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方
なお、郵便等投票証明書をお持ちで、身体障害者手帳に記載されている障がいの程度が、上肢もしくは視覚の障がいの程度が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載」が認められています。
ご希望の方は、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
投票用紙の請求は、市選挙管理委員会事務局へ、令和3年10月27日までにしてください。

者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方
なお、郵便等投票証明書をお持ちで、身体障害者手帳に記載されている障がいの程度が、上肢もしくは視覚の障がいの程度が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載」が認められています。
ご希望の方は、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
投票用紙の請求は、市選挙管理委員会事務局へ、令和3年10月27日までにしてください。